

議題（1）

指定管理者制度について

指定管理者制度の概要

1 指定管理者制度とは

公の施設(※)の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減等を図ることを目的に、NPO団体、民間事業者等を含めた地方公共団体が指定する法人その他の団体(指定管理者)に、施設の管理運営を行わせる制度
(「大分県における指定管理者制度導入施設一覧」→別紙)

※公の施設……住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設

2 制度導入の背景と経緯

- 背景 行政サービスを提供しうる能力が十分に認められる民間事業者が増加
多様化した住民ニーズに効果的、効率的に対応するためには、民間事業者の有するノウハウを活用することが有効
- 経緯 平成15年度 地方自治法改正により指定管理者制度創設(施行(H15.9.2)後3年間の経過措置あり)
平成18年度 大分県の公の施設に指定管理者制度導入

3 指定管理者の指定手続

- 原則として公募(場合により知事が特定の団体を任意に指定(任意指定))
- 公募の場合、選定委員会(外部有識者等で構成)が申請者の提案内容をサービスや価格などの審査基準に基づいて審査し、評点が最も高い者を指定管理候補者として選定(任意指定の場合は、パブリックコメント等を実施。指定管理候補者は議会の議決を経て正式に指定管理者となる。)

4 制度導入の効果

- サービスの向上
 - ・休館日の臨時開館や利用時間延長への柔軟な対応(総合文化センター)
 - ・収穫体験などのイベントの充実(農業文化公園)
 - ・5つのスポーツ教室を20のカルチャー教室に拡大・再編(総合体育館)など
- 経費の縮減
制度導入前の平成17年度と比較して、単年度あたり約2億7千万円、14.2%の経費を縮減(平成21年度実績)

5 制度運営上の課題対応

制度導入から5年が経過し、23年度には、ほぼ全ての施設が2期目以上の指定期間に入ることとなるため、これまでの制度運営状況について検証を行い、課題と対応策について検討している。(→ 次頁へ)

指定管理者制度運営上の課題対応について

大項目	小項目	課題	対応案
選定	選定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 施設利用者や地域住民の声が選定に反映される仕組みづくりが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設利用者や地域住民の声をモニタリングなどにより的確に把握し、その結果を選定に反映する。
		<ul style="list-style-type: none"> サービス向上につながる議論が尽くされるような仕組みづくりが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> より有効な議論がなされるよう管理運営状況及び評価結果について選定委員に十分な説明を行う。
	目標指標の設定	<ul style="list-style-type: none"> 目標数値の設定にあたって、施設の目的等が考慮されていないため、適切な目標となっていないおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の目的(集客施設・専門施設)に応じた目標を設定する。
運営	修繕料の負担	<ul style="list-style-type: none"> 小規模修繕(1件50万円未満)は、県と指定管理者の責任分担が明確でないため、修繕対応の遅れが懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> 県の施設所管課が、県有建築物の保全を担当する土木建築部職員同行のもとでの実地調査等を定期的に行い、修繕必要箇所を把握し、計画的に修繕料の予算措置を行う。 指定管理者の修繕料負担については、県と指定管理者の間で締結する基本協定書で指定管理者が負担するものとして交付される額の上限を定める。
	担当者間のネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> 県の各施設所管課の担当者の間で維持管理等の共通の課題について情報交換を行える場が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 担当者同士が意見や情報を交換できる場を年に数回設ける。
評価	評価	<ul style="list-style-type: none"> 施設所管課による「モニタリング」は実施されているが、管理運営状況の「評価」が行われていないため、管理運営が適切かどうかの検証までは行えず、業務の改善につながりにくい。 第三者による結果検証が行われないため、形だけのチェックに終わるおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の管理運営状況について、施設所管課及び第三者による評価を実施し、その結果を業務の継続的な改善に役立てる。
	インセンティブ付与	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者が優秀な管理を行ったとしても、次期選定時の優遇措置が設けられていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 優秀と評価された指定管理者については、次期選定時の採点において加点する。
全般	ガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> 選定・評価について事務処理の標準となる統一的なガイドラインがないため、制度運営の概要がわかりにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> 選定、評価についてのガイドラインを策定し、制度運用の指針を示す。

大分県における指定管理者制度導入施設一覧

	施設名	所在地	施設所管部	指定管理者	指定期間
1	大分県立総合文化センター	大分市	企画振興部	(財)大分県文化スポーツ振興財団	H21.4.1～H26.3.31 (5年)
②	大分県長者原オートキャンプ場	九重町		(株)おおいた観光サービス	H21.4.1～H26.3.31 (5年)
③	大分県長者原園地	九重町		ビーコンプラザ共同事業体 ((株)コンベンションリンクージ、(株)大分合同新聞文化センター、(株)ティクファイブ、(株)メンテナанс)	H21.4.1～H26.3.31 (5年)
④	大分県立別府コンベンションセンター	別府市		(社福)大分県社会福祉協議会	H18.4.1～H23.3.31 (5年)
⑤	大分県社会福祉介護研修センター	大分市		(財)大分県母子寡婦福祉連合会	H18.4.1～H23.3.31 (5年)
6	大分県母子福祉センター	大分市	福祉保健部	(社福)大分県盲人協会	H18.4.1～H23.3.31 (5年)
7	大分県点字図書館	大分市		(社福)大分県聴覚障害者協会	H18.4.1～H23.3.31 (5年)
8	大分県聴覚障害者センター	大分市		(社福)大分県社会福祉協議会	H18.4.1～H23.3.31 (5年)
⑨	大分県身体障害者福祉センター	大分市		(社)大分農業農村振興公社	H18.4.1～H23.3.31 (5年)
⑩	大分農業文化公園	杵築市宇佐市		(財)大分県森林整備センター	H18.4.1～H23.3.31 (5年)
⑪	大分県都市農村交流研修館	杵築市	農林水産部	県民の森管理共同事業体 ((財)大分県森林整備センター、(社)大分県治山林道協会)	H21.4.1～H26.3.31 (5年)
⑫	大分県林業研修所	由布市			
⑬	大分県青少年の森	大分市			
⑭	大分県平成森林公园	大分市 豊後大野市			
⑮	大分県神角寺展望の丘	豊後大野市			

	施設名	所在地	施設所管部	指定管理者	指定期間
⑯	大分県マリンカルチャーセンター	佐伯市	土木建築部	(株)サンテツ	H18.4.1～H23.3.31 (5年)
17	大分県リバーパーク犬飼	豊後大野市		豊後大野市	H18.4.1～H23.3.31 (5年)
⑯	別府港機械管理駐車場・県営3号上屋・石垣地区緑地	別府市		(株)おおいた観光サービス	H21.4.1～H26.3.31 (5年)
⑯	港湾環境整備施設(大分港西大分地区)	大分市		NPO法人 みなとまちづくり	H22.4.1～H23.3.31 (1年)
⑯	大分港大在コンテナターミナル	大分市		(株)大分国際貿易センター	H21.4.1～H26.3.31 (5年)
⑯	県営住宅等	—		大分県住宅供給公社	H21.4.1～H26.3.31 (5年)
⑯	大分スポーツ公園	大分市		(株)大宣	H21.4.1～H26.3.31 (5年)
⑯	高尾山自然公園	大分市		(株)サンリオエンターテイメント	H18.4.1～H23.3.31 (5年)
⑯	ハーモニーパーク	日出町			
⑯	大洲総合運動公園	大分市		大分県公園協会・ファビルス共同事業体	H22.4.1～H25.3.31 (3年)
⑯	大分県立総合体育館	大分市	教育庁		
⑯	大分県立庄内屋内競技場	由布市		由布市	H21.4.1～H26.3.31 (5年)

平成23年2月現在 施設数 27 (公募20, 任意指定7) ※○は公募を行った施設